

令和5年度 教育委員会 第24回定例会 議案

1 日 時 令和6年3月21日（木） 午後1時00分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 案

- | | | |
|-----------|-------------------------|----|
| 第47号議案 | 静岡県立高等学校の在り方に関する基本計画 | …1 |
| <非>第48号議案 | 令和6年度静岡県教科用図書選定審議会委員の任命 | …非 |
| <非>第49号議案 | 教職員の懲戒処分 | …非 |
| <非>第50号議案 | 教職員の懲戒処分 | …非 |
| <非>第51号議案 | 教職員の懲戒処分 | …非 |

(3) 報告事項

(4) 閉 会

第 47 号議案

「静岡県立高等学校の在り方に関する基本計画」の策定

「静岡県立高等学校の在り方に関する基本計画」を別紙のとおり策定する。

令和 6 年 3 月 21 日提出

静岡県教育委員会教育長

静岡県立高等学校の在り方に関する基本計画（案）

－静岡の未来を創る生徒のための学校づくり－

（高校教育課）

1 要旨

県立高等学校の今後の在り方の方向性を示す「静岡県立高等学校の在り方に関する基本計画」（以下「基本計画」）について、外部有識者で構成する基本計画策定委員会及びパブリックコメント（12月実施）の意見を反映し、令和5年度内に策定する。

2 基本計画の概要

（1）計画の期間

令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）まで

（2）基本理念

「有徳の人」の育成 ～誰一人取り残さない教育の実現～

「有徳の人」の育成に向け、SDGsの理念でもある「誰一人取り残さない教育」を実現し、生徒の特性に応じた多様な能力を伸ばすことができる学校づくりを社会全体で進める。

（3）本県高等学校を取り巻く現状と課題

項目	内 容
社会に求められる人材像の変化	・不確実性が増す時代の中、社会から求められる人材像が変化 ・自ら課題を設定し、解決に向け主体的に他者と協働して方法を見出す「探究的な学び」の充実が不可欠
人口・生徒数の減少	・中学校卒業生数が令和4年度から令和18年度までに約11,000人減少と推測 ・過疎化や学校の小規模化が更に進む中、教育の質・機会の確保が困難 ・地域産業が根付く本県の特徴を踏まえ地域連携による教育活動や探究的な学びの充実が重要
生徒一人ひとりの背景や特性の多様化	・高等学校のセーフティネット機能に対するニーズが拡大 ・発達障害など特別な支援が必要な生徒等の受入れや支援の在り方の検討が必要
教員の資質向上・多忙化への対応	・多様な教育課題の解決に向け、これまでの実態に囚われない改革の必要性 ・多忙化解消に向けた業務改善、外部人材の積極的な活用への期待の高まり

（4）県立高等学校に求められる役割

- 高等学校卒業時に必要な資質・能力の育成、探究的な学び等を通じた創造力の育成
 - 人口減少が進む中、地域との連携・協働による地域づくりに貢献できる人材の育成
 - 様々な困難を抱える生徒の実態に即した学びのセーフティネット
- 多様な教育の実現に向けて、教員の資質・能力の向上、働き方改革の推進が不可欠

（5）目指す方向性

視点	項目	主な視点
①学びの変革 《生徒の視点》	未来を創る主体的な学び ～「行ける学校」から「行きたい学校」への変革～	・探究的な学びなど主体性を育む学びの実践 ・生徒の主体的な高校選択 ・魅力・特色ある学校や学科
	一人ひとりの個性が輝く学び ～「画一」から「多様」への変革～	・生徒の多様な個性を伸ばす学びの実践 ・学力に偏らない多様な評価軸
②地域(実社会)との連携 《地域の視点》	地域(実社会)と共にある学校	・地域との継続的な連携・支援 ・地域が学校を支える当事者
③教育基盤の確立 《教育基盤の視点》	時代の変化を踏まえた教育基盤	・効率的で教育効果の高い基盤整備 ・過疎・中山間地域における学びの保障

3 主な取組等（抜粋）

- ・第三次長期計画策定以後に生じた新たな課題への対応や更なる発展的な取組が必要な事項等を中心に、これからの学校づくりに必要な基本的な考え方や具体的な方向性を示す。
- ・第三次長期計画に記載していた、高等学校の改編（再編整備）に関しては、地域協議会で聴取した地域の意見を踏まえ、今後、県教育委員会が具体的な方針を決定する。

○基本方針（R5.4 策定）を具体化した、以下の取組等について記載

項目	基本計画	
① 生徒	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICT を活用した学校間連携や遠隔授業配信センター機能の設置等 ・ AI、メタバース、XR などの最新技術の導入・活用 ・ 地域や生徒の実態やニーズ等を踏まえた新たな学科・コース等の設置や適正配置 ・ 探究的な学びなど生徒の興味関心を深める学びの展開 ・ 大学の学部や学科との連続性のある学びができるコース等の設置の検討
	普通科	・ 教科等横断的な学びの充実、ICT の効果的な活用による探究的な学びの推進
	専門学科	・ 各分野の専門性を高めるためのプロフェッショナル人材の効果的な活用
	総合学科	・ ICT を活用した学校間連携、地域人材や資源を活用した多職種連携
	定時・通信制	・ 関係機関等と連携した支援体制の強化、ICT 活用による学習機会の確保
	共生・共育	・ 高特連携の推進、特別な支援が必要な生徒の受入れや支援の検討
	公私連携	・ 公立私立高等学校の生徒受入れの検討、生徒や教員の積極的な交流の場の設定
	入学者選抜	・ 多面的に評価する選抜方法の検討、改善策の検討
② 地域	地域との連携	・ 地域資源や地域人材を活用した機能的な連携体制の構築
	地域協議会	・ 地域ビジョン等を踏まえ地区ごとに高等学校の在り方を示すランドデザインを作成
③ 教育基盤	適正規模・配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高等学校の適正規模等は、教育効果の検証や社会状況の変化などを踏まえて検討 ・ 適正規模と適正配置については、当面の間、以下の考えで進める <ul style="list-style-type: none"> * 学校の規模は、1 学年の定員が 240 人から 320 人を基本とする * 実学系の学校など地域における教育の多様な選択肢を確保するための学校や教育空白域（地理的条件や公共交通機関の状況等により、当該地域の生徒の教育機会が著しく損なわれる地域）を回避するための学校については、地域バランスを踏まえて設置に配慮 ・ 適正規模・適正配置の考え方に該当しなくなった高等学校は、生徒にとって適正な教育環境、多様な教育の確保等観点から今後の在り方を検討 ・ 少人数学級（35 人以下学級）については、35 人学級編制をしている高等学校の状況を踏まえ、研究を進める
	小規模校の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中山間地域や過疎地域においては、小規模であっても学びの拠点の確保に配慮 ・ 「横の連携（学校間連携、地域連携）」と「縦の連携（幼-小-中-高連携、大学・企業連携）」により、多様で効果的な教育活動を展開 ・ 1 学級規模の分校等で、入学者数が 2 年連続 15 人未満の場合は、原則として募集停止
	教員の在り方	・ 探究的な学びや ICT 活用向上の研修実施、外部人材活用による教育の充実、働き方改革の更なる推進
	施設・設備	・ 生徒の能力や可能性を最大限に引き出す学びができる教育空間の整備の検討

4 スケジュール（主なもの）

時期	内容	備考
12 月 22 日	パブリックコメント	1/12 まで実施
2 月 15 日	第 3 回基本計画策定委員会	最終案の検討
3 月 7 日	県議会 2 月定例会常任委員会（文教警察委員会）	最終案の報告
3 月 21 日	教育委員会定例会へ議案提出	最終案の議決
3 月 28 日	第 4 回総合教育会議	計画の報告、公表（3 月末）

【概要】静岡県立高等学校の在り方に関する基本計画（案）

—静岡の未来を創る生徒のための学校づくり—

I 計画の策定にあたって

(1) 策定の趣旨

本県教育を取り巻く状況変化や新たな課題等に対応するため、第三次長期計画で示されている県立高等学校の在り方について改めて検討した「静岡県立高等学校の在り方に関する基本方針」(R5.4月策定)に基づき、新たに「静岡県立高等学校の在り方に関する基本計画」を策定する。

(2) 計画の期間

令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間とする。

(3) 基本理念

「有徳の人」の育成 ～誰一人取り残さない教育の実現～

静岡県では、『有徳の人』の育成を教育の基本理念としており、「有徳の人※」を育成するために、SDGsの理念でもある「誰一人取り残さない教育」を実現し、生徒一人ひとりの特性等に応じた多様な可能性を伸ばすことができる学校づくりを社会全体で進めていくこととしている。

生徒の主体性・創造性や多様な可能性を育み、地球・社会全体に関心を持ち地域や身近な人のために行動できる「有徳の人」を育成していくとともに、一人ひとりの夢や希望の実現を支えていく。

※個人として自立し、多様な生き方と価値観を認め、自他を大切にしながらよりよい社会づくりに参画し、貢献する人

II 第三次長期計画の実施状況と課題

(1) 実施した取組等(実施中の取組を含む)

長期計画の項目		具体的な取組
	基本方向	
魅力あふれる高等学校の実現	普通科・専門学科の多様化、特色化等	・オンリーワンハイスクール、プロフェッショナルへの道事業による魅力化 ・国際バカロレアの導入 など
地域の実情等を踏まえた高等学校の在り方	新構想高校、地元と連携した県外募集	・県外からの生徒募集(川根高校、土肥分校) ・伊東・志榛地区新構想高等学校の設置
誰もが学びやすい高等学校の実現	共生・共育、学校施設・設備の充実	・特別支援学校分校の高等学校への併置 ・ICT環境の充実、空調設備等の整備推進

(2) 課題(基本計画において強化する取組)

第三次長期計画策定以後に社会情勢の変化等によって生じた新たな課題や実施状況が十分ではない取組等について、「生徒」、「地域」、「教育基盤」の各視点から整理した。

視点	具体的な取組
生徒	・個別最適な学び、協働的な学び、探究的な学びの深化 ・県全体としての適正な学科配置、学科・カリキュラムの検討 ・多様な学習ニーズに応える効果的なICTの活用、オンラインと対面の最適な組み合わせによる教育の質の保障 ・社会や生徒・保護者のニーズに応える、プロフェッショナル人材の更なる活用 ・高等学校における学びのセーフティネット機能の向上
地域	・コミュニティ・スクールやコーディネーター人材の効果的な活用 ・地元自治体、企業、小中学校などの地域資源を最大限活用できる体制づくり ・地域に貢献できる人材育成に向けた地域との連携強化
教育基盤	・1学年6学級から8学級の規模を下回る高等学校の在り方と、少子化の進行に伴う生徒数減少下における効率的な学校配置や整備方針の検討 ・ICTを活用した遠隔教育や学校間連携による過疎・中山間地域の小規模校における教育の質の保障 ・個々の生徒に寄り添う教員のスキルを持続的に向上させていく仕組みづくり ・教員の働き方改革に向けたICTの活用及び専門性を持った外部人材の積極的な活用 ・衛生環境の改善、生徒が安全・安心に過ごせる環境を考慮した施設・設備の整備

III 本県高等学校教育を取り巻く諸課題

項目	内容
社会に求められる人材像の変化	・不確実性が増す時代の中、社会から求められる人材像が変化 ・自ら課題を設定し、解決に向け主体的に他者と協働して方法を見出す「探究的な学び」の充実が不可欠
人口・生徒数の減少	・中学校卒業生数が令和4年度から令和18年度までに約11,000人減少と推測 ・過疎化や学校の小規模化が更に進む中、教育の質・機会の確保が困難 ・地域産業が根付く本県の特徴を踏まえ地域連携による教育活動や探究的な学びの充実が重要
生徒一人ひとりの背景や特性の多様化	・高等学校のセーフティネット機能に対するニーズが拡大 ・発達障害など特別な支援が必要な生徒等の受入れや支援の在り方の検討が必要
教員の資質向上・多忙化への対応	・多様な教育課題の解決に向け、これまでの実態に囚われない改革の必要性 ・多忙化解消に向けた業務改善、外部人材の積極的な活用への期待の高まり

IV 県立高等学校の今後の在り方

(1) 目指す県立高等学校像

今後の目指す県立高等学校の基本的方向性について、「学びの変革《生徒の視点》」、「地域(実社会)との連携《地域の視点》」、「教育基盤の確立《教育基盤の視点》」の3つの視点を掲げる。

県立高等学校には、卒業時に必要な資質・能力や探究的な学び等を通じた創造力の育成、人口減少下において地域との連携・協働による地域人材の育成、様々な困難を抱える生徒の実態に即した学びのセーフティネットとしての役割が求められる。こうした多様な教育の実現に向けて、教員の資質・能力の向上、働き方改革の推進も不可欠である。

各高等学校が地域のニーズや生徒の多様な進路希望に応じて、組織的にスクール・ミッションやスクール・ポリシーを達成できるよう、県教育委員会による様々な支援の充実を図ることとする。

<学びの変革《生徒の視点》>

変化の激しい時代を生きる生徒に対し、「個別最適な学び」、「協働的な学び」、「探究的な学び」等を通じて一人ひとりに応じた主体的な学びや多様な学びを展開する。

<地域(実社会)との連携《地域の視点》>

主体的な学びや多様な学び、安定した教育基盤の確立に向け、社会資源の活用も含め、地域(実社会)と一体となった教育活動・学校運営を進める。

<教育基盤の確立《教育基盤の視点》>

人口や教育資源の減少が見込まれる中、教育効果を高めるためにより効率的かつ重点的な資源投入を図るとともに、公立高等学校に求められる学びの機会を提供するための教育基盤(学校規模・配置、施設、人員等)を確保する。

(2) 見直しの方向性(基本方針)

大項目	中項目	主な視点
学びの変革 《生徒の視点》	未来を創る主体的な学び 「行ける学校」から「行きたい学校」への変革	・探究的な学びなど主体性を育む学びの実践 ・生徒の主体的な高校選択 ・魅力・特色ある学校や学科
	一人ひとりの個性が輝く学び 「画一」から「多様」への変革	・様々な個性を持つ生徒を伸ばす多様な学びの実践 ・学力に偏らない多様な評価軸
地域(実社会)との連携 《地域の視点》	地域(実社会)と共にある学校	・地域との継続的な連携・支援 ・地域が学校を支える当事者
教育基盤の確立 《教育基盤の視点》	時代の変化を踏まえた教育基盤	・効率的で教育効果の高い基盤整備 ・過疎・中山間地域における学びの保障

(3) 基本計画の方向性と主な取組

区分	項目	①基本方針の方向性	②方向性を踏まえた主な取組	③今後取り組むべき事項等	
①生徒	学 科 等	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な手法を組み合わせ、全体的に効果的な情報発信の充実 ・イベントや行事等の開催において高校生の活躍を広くアピールできる場の設定 	<ul style="list-style-type: none"> ①様々な手法を組み合わせる生徒・保護者等に求められる情報を分かりやすく発信（PR動画の作成・配信、SNSの活用、ホームページの充実、一貫性のある見やすいフォーマットデザイン など） ②高校生の活躍や学習成果を発信する機会の創出（探究フェスタ、実学チャレンジフェスタなど高校生主体のイベント、マス・メディアの有効活用 など） 	
			<ul style="list-style-type: none"> ・生徒及び地域の実態やニーズ、公立高等学校としての役割を踏まえた学科のバランスの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ①教育の機会均等、質的水準の維持・向上の視点から、地域バランスを考慮した学科・コース等の配置 ②地域や生徒ニーズ等を踏まえた学科・コース等の適正配置・新規設置、現行学科の改善・廃止の検討（新規学科・コースの例：情報、データサイエンス、スポーツ、医学、農業、商工連携 など） ③学科・コースに対応した専門的人材（教員・外部人材）の確保 ④産業界と連携した県内産業や地元企業に関する知識や理解を深めるキャリア教育の推進 	
			<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の興味・関心に沿った多様な学習を選択できる仕組みの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・カリキュラム・マネジメントの推進により、生徒の興味・関心に沿った協働的・探究的な学びを実践し、生徒の進路希望や学習ニーズに沿った学びの機会の創出 ・ICTの効果的な活用と関係機関等との連携・協働などによる多様な学びの実現 	<ul style="list-style-type: none"> ①生徒個々の進路希望や興味・関心に沿った多様な学びが提供できる教育環境の整備 ②地域や生徒のニーズを踏まえた学科・コース（類型）等の検討 ③探究的な学びの深化に向けた地域や企業、高等教育機関等と連携・協働、外部人材の積極的な活用 ④小規模校の学びを保障する仕組み（遠隔配信、学校間連携（サテライト）、小中高連携など） ⑤他校種間や学科間連携におけるICTを活用したプロジェクトの実施など、実技等を伴う活動に関しても、複数の学校の生徒が共に学べる環境整備の検討
			<ul style="list-style-type: none"> ・対面での学びとのバランスや遠隔授業に関する制度的制約への対応も含めたICTを活用した新たな教育手法等の研究・展開 	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用しつつ、対面による学びと、遠隔・オンラインによる学びとのハイブリッドな学びの充実 ・現行の制度的制約を踏まえた、学校間連携や遠隔授業配信センター機能の設置など、本県の実態に応じた新たな教育手法の研究・開発 ・AI・メタバース・XRなど最新技術を活用した個別最適・協働的な学びの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ①制度改正に向けた国への要望・情報交換等を行い、現行の制度的制約を踏まえた本県の実態に応じた教育手法の研究・開発 ②特に教員数の少ない小規模校におけるICTを活用した学びの機会の確保（学校間連携、遠隔授業配信センター機能の設置など） ③様々な課題や背景を有する生徒へのICT活用による学びの機会の拡大（不登校、特別な支援を要する生徒、疾病による療養中の生徒等） ④「個別最適な学び」や「協働的な学び」の充実に向け、ICTを活用した教育環境の整備や、AI、メタバース、XRなどの最新技術の導入・活用の検討 ⑤ICTを活用した教育環境の整備と教員の育成、生徒の情報活用能力の育成と情報手段の正しい利用を促す情報モラル教育の推進 ⑥ICT活用のフロントランナーとなる学校や教員を育成していく仕組みづくりとして、教員のICT活用に有用な情報や授業事例の動画の共有や、県・市町合同の研修の実施 ⑦個人情報の保護や情報流出等の情報セキュリティの強化を図り、日常的にICTを活用できる安全性の高い環境の整備
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の大学等との連続性を意識したコース等の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の進路を考慮した大学や企業と連続性のある教育活動の展開 ・大学や企業、自治体など産学官の連携により、高等学校での学びを超えた専門性の高い学習機会の創出 	<ul style="list-style-type: none"> ①大学の学部や学科との連続性のある学びができるコース（類型）等の設置の検討 ②県内の高い技術力や研究開発力を持った企業等と連携し、最先端の研究や高い専門性に触れる機会の充実 ③静岡県の自然、歴史、文化、人、産業など豊かな教育資源を教材とした学びの充実、県内大学等との学びの連続性のあるカリキュラムの開発やコース等の設定の検討 		
	普通科	<ul style="list-style-type: none"> ・教科のバランスや学習内容の汎用性に配慮しつつ、教科横断的な学びの推進 ・探究的学習の推進、地域の特色・特徴を反映させたカリキュラム開発の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・学科間及び学校間連携等を通じた教科横断的で幅広い視野を育む学びの充実 ・ICTを活用した国内外の大学・高等学校・企業等との連携・協働による探究的な学びの推進 ・グローバルに活躍する人材の育成に向けた特色ある学科・コース制（類型）の設置の検討 ・地域の実態や適正配置等を踏まえた中高一貫教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> （全体） ①学科間・学校間（実学系含む）連携等を通じて、様々な変化に対応する能力を育む教科等横断的な学びの充実と環境整備 ②ICTの効果的な活用等を通じて他者と協働して課題の解決に取り組む文理横断的で探究的な学びの推進 ③生徒の興味・関心や進路希望に応じて、地域の特色や特徴を反映させたカリキュラムの提供 （理数） ① 専門・高度な学習の展開（例：医学部等への進学に対応）に加え、リベラルアーツ・STEAM教育・情報など社会で求められる能力を育むための視野の拡大 ②学科の趣旨や目標を検証し、地域や生徒のニーズに合わせて、適切な学科改善や実態に応じたカリキュラムを検討 ③「スーパーサイエンスハイスクール」の学習活動の積極的な発信、「サイエンススクール」における小中学生を対象とした科学教室の実施等、次世代の科学技術の発展を担う人材育成の取組の充実 （国際） ①生徒の海外研修や留学生の受入れ拡大による国際交流の推進 ②オンラインの活用、外国人県民等との交流など、日常的に外国語に触れる環境整備 ③国際バカロレア機構が提供する教育プログラムの導入（ふじのくに国際高等学校） （芸術） ①アートマネジメントや関連産業にも視野を広げた幅広い分野で活躍できる人材育成のためのカリキュラムの開発・実践（清水南高等学校芸術科に演劇専攻の設置） （新学科） ①「学際領域に関する学科」や「地域社会に関する学科」の趣旨を踏まえた学科・コース等の検討 ② 探究を重視した教育プログラムの導入・学習内容の展開（ふじのくに国際高等学校の実践の普及） （中高一貫教育（併設型・連携型）） ①学校の適正配置や地域ニーズ、通学の利便性等を考慮して新たな設置を検討 ②小規模校においては、学びの多様性の確保の観点から中高連携した学びを推進 ③6年間を見通したキャリア教育など、地域や社会に貢献できる人材の育成も視野に入れた体系的な教育の推進 	

区分	項目	①基本方針の方向性	②方向性を踏まえた主な取組	③今後取り組むべき事項等
①生徒	専門学科 学 科 等	<ul style="list-style-type: none"> 地域の産業界等と連携したカリキュラムの導入や学科改善等の推進 プロフェッショナル人材の更なる活用 	<ul style="list-style-type: none"> 企業や社会のニーズに応じた専門的な学びの充実と産学官が一体となった実践的・体験的なカリキュラムの導入 地域や企業等との連携による新技術の開発や新たな産業の創出につながるアントレプレナーシップを有する職業人の育成 地域や生徒のニーズに応じた魅力ある学科等横断的な学びの充実や学科改善等の積極的な推進 各分野の専門性を高めるためのプロフェッショナル人材の効果的な活用 各学科で各業界の課題を踏まえ、将来的に地域の担い手となる人材の育成 県全体の専門学科の広域的な在り方について、外部の知見も踏まえた検討 	<p>(全体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①県内への高い就職率を維持するために、高等学校段階で職業上必要となる専門性の基礎の習得 ②専門性の高い外部人材による新しい知識や技術を学ぶ機会の充実 ③地域や地元企業、高等教育機関等との連携・協働による産学官が一体となった実践的・体験的なカリキュラムの導入や中長期のインターンシップへの参加などの職業教育の推進 ④地域や産業界との連携・交流を通じた実践的な学習活動を積極的に取り入れ、高度な知識・技術と実践力を兼ね備えた地域人材の育成 ⑤他分野との連携による技術開発や新たな産業の創出、地域貢献に繋がる人材育成 ⑥学科間・学校間（普通科含む）の横のつながりによる相乗効果が得られる学びの拡充とその環境整備 ⑦地域や生徒のニーズに応じた魅力ある学科改善等の積極的な推進 ⑧学科のミスマッチを防ぐため、一定の条件の下、高等学校入学後に所属する学科を変更できる方策の検討 ⑨職業系専門学科の広域的な在り方、カリキュラムや地域バランスなど、多岐に渡る論点・課題を検討・整理するため、「静岡県産業教育審議会」における時代の変化を見据えた検討の推進 <p>(農業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①6次産業化や新しい時代の農林業の担い手育成を目指したスマート農業等に関する教育活動の充実 ②地域の特性を生かした商品開発や高付加価値化に取り組む態度及び能力の育成 <p>(工業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①Society5.0(ICT、AI、ロボティクス等)に対応した産業を支える人材育成の観点から、従来の工業教育と理数教育、商業教育、情報教育等を融合させた教育内容の充実 ②次世代の自動車、デジタル、ロボティクス等の成長産業・先端産業の分野で活躍できる技術者の育成 <p>(商業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①商業における4分野（マーケティング、マネジメント、会計、ビジネス情報）をバランス良く学習する教育の推進 ②グローバル化に対応した教育内容の充実 <p>(水産)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①環境保全に対する意識の向上、漁獲・加工・流通・消費など総合的なマネジメント能力育成 ②新たな産業の創出や地域貢献に繋がる技術の向上 <p>(家庭・福祉科)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①自ら考え、課題解決に向けた行動ができる人材を育成する教育内容の充実 ②高度な知識・技術に対応するため、医療機関や大学等との連携・接続の推進 ③関連施設や他の養成機関と連携した地域の福祉を担う人材を育成する教育の推進
	総合学科	<ul style="list-style-type: none"> 専門性の高い教員の配置・育成、他業種との積極的な連携等 生徒や社会のニーズを踏まえた系列の見直し 学校配置のバランスを考慮しつつ、将来的な他学科への改編も検討 	<ul style="list-style-type: none"> 企業や高等教育機関との連携による教員のスキルアップできる機会の充実 ICTを活用した学校間連携、地域人材や資源を活用した多職種連携、大学や企業との連携による実践的な教育の推進 時代の変化や社会のニーズに対応した系列（教育内容）の充実化 効果的な学びが可能な学校規模を確保し、状況によっては学校配置のバランスを考慮した将来的な他学科への改編を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ①多様な科目の選択を可能とするため、ICTを活用した他校の科目履修等の学校間連携、地域人材や地域資源を活用した多職種連携 ②総合学科における特色ある科目や教育活動の実現に向け、教員が企業や高等教育機関等での研修等を通じてスキルアップできる機会の充実 ③大学や企業との連携など専門性の高い人材による高度な学びを提供できる環境の整備 ④地域イベントへの参加等を通じた学科の魅力に関する情報発信 ⑤選択科目や系列の見直し等による、時代の変化や社会・地域のニーズに対応した系列（教育内容）の充実 ⑥志願者数の減少により更に小規模校化が進行し、効果的な学びが可能な学校規模を確保できない場合には、学校配置のバランスや社会・地域のニーズを考慮した将来的な他学科への改編を検討

区分	項目	①基本方針の方向性	②方向性を踏まえた主な取組	③今後取り組むべき事項等
①生徒	学科等 定時制・通信制課程	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・福祉機関等との連携強化による学校のセーフティネット機能の向上 ・様々な困難を抱えた生徒に対応したICT活用の検討 ・中期的・長期的な期間を設定した職場実習のカリキュラムの構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関等と連携した支援体制の強化 ・生徒の多様な学習ニーズに応じるためのICTの効果的な活用による学習機会の確保 ・様々な困難を抱えた生徒の実態を踏まえた柔軟な教育システムの実施 ・企業や労働・産業・福祉等の関連機関との連携による中長期的な職場実習のカリキュラムの構築 	<p>(全体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①広域通信制高等学校や医療・福祉機関等とのセーフティネット機能上の役割分担を踏まえた県立定時制・通信制高等学校の改編（再編整備）や機能の見直しの検討 ②学び直しや日本語学習など多様な学習ニーズに応える教育活動の拡充 ③スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関等との連携したセーフティネット機能の向上による支援体制の強化 ④ICTを効果的に活用した学習支援・就業支援の充実 ⑤進路実現に向けた系統的なキャリア教育の推進 ⑥定時制ー通信制、夜間定時制ー単位制定時制間の連携・振替など柔軟なシステムの検討 <p>(定時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①自由と多様性を象徴する多部制単位制の「ふじのくに国際高等学校」の開校 ②夜間定時制課程の定員充足状況等や生徒ニーズの実態を踏まえつつ、適正配置に配慮しながら、改編（再編整備）や機能強化、単位制定時制への振替等の検討 ③オンラインを活用した受講スタイルを可能にするなど、生徒の多様な学習ニーズに応じた学習機会の確保 ④単位制定時制課程におけるキャリア教育の推進に向けて企業や労働・産業・福祉等の関連機関と連携した就労支援の充実 <p>(通信)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①レポート提出におけるオンライン化の検討など、生徒の実態やニーズを踏まえたICTを積極的に活用した通信教育システムの実施 ②週休日等実施されている面接指導（スクーリング）等を活用した、全日制・定時制課程からの生徒の受入れが可能な仕組みの検討
	共生・共育	<ul style="list-style-type: none"> ・県立高等学校への特別支援学校高等部分校の併置も含めた高特連携、地域の多様な社会資源や専門機関等との連携の仕組みの構築 ・特別な支援が必要な生徒の受入れの在り方を関係機関等と整理した上で、必要な支援体制の整備の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校高等部分校の設置の計画的な推進、及び高特連携の推進による相互理解の促進 ・特別な支援が必要な生徒の高等学校への受入れ体制や支援の在り方の検討 ・高等学校卒業後も進学先・就職先まで切れ目のない支援体制の充実 ・医療関係機関及び専門機関等と連携した支援・協力体制の整備の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ①高等学校内の分校設置の計画的な推進 ②特別支援学校分校と高等学校の生徒の授業や部活動、行事等による交流及び共同学習等を通じた社会性や豊かな人間性を育む教育の充実 ③生徒一人ひとりの特性を把握した「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」の作成・活用により、高等学校卒業後も進学先・就職先まで確実に引き継ぎ、切れ目のない支援体制の充実 ④介助員の配置における教職員の知識理解を深める研修等の実施 ⑤高等学校における役割や必要な体制等を関係課によるWGや関係機関との連携により検討
	生徒受入れと公私連携	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校進学者の概ね3分の2を公立高等学校が受け入れることを目安とするが、私立を選択する生徒や保護者の増加を踏まえ、公私受入割合の実績を考慮して検討 ・生徒が共に学べる取組や教員の交流など、積極的な連携の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・公私間の協議会における協議等を通じた公私連携の在り方の検討 ・生徒が共に学べる行事やイベント等を通じた生徒間交流の推進 ・授業公開等による教員の専門性を高める公私合同による研修会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ①「静岡県公立高等学校協議会」による協議等を通じた公私の生徒の受入れ、役割分担及び連携等、県全体の高等学校教育の在り方や方策の検討 ②公私の受入割合は、中学校卒業生数の動向や私立高等学校を選択する生徒の増加を踏まえ、受入れ実績を考慮して検討。その詳細やルールの見直しが必要な場合の対応については、「静岡県公立高等学校協議会」等で協議 ③公立（私立）高等学校が主催するイベントや研修・授業公開等について、私立（公立）高等学校への情報発信と生徒・教員の参加・交流の促進。必要に応じて共同開催の検討
	入学選抜 (県外募集を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な生徒の能力を的確に評価し、かつ分かりやすく受検しやすい制度について関係者の意見を踏まえた検討 ・地元の理解と主体的な関与や受入れ体制の整備による県外募集の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・受検生を多面的に評価する選抜方法の在り方の検討 ・専門委員会及び検証委員会での集中的な協議を通じた改善策の検討 ・地元の理解と自治体や企業等の主体的な関与による各高等学校の魅力化・特色化及び受入れ体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ①スクール・ミッションやスクール・ポリシーの策定を踏まえ、学校の特色化に資する生徒の受入れの方法の検討（探究や地域活動に係る裁量枠の設定など） ②受検生・教職員の負担軽減や選抜日程の過密化の緩和など、運営上の課題への対応 ③地元自治体や地域の主体的な協力・支援による生徒の受入環境（寄宿舎、下宿を含めた生活基盤）整備の検討 ④専門委員会（中高校長）での集中的な協議を通じた、多様性と透明性を兼ね備えた入学選抜制度の継続的な検討

区分	項目	①基本方針の方向性	②方向性を踏まえた主な取組	③今後取り組むべき事項等
②地域	地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> 地域との対話のプロセスを重視した学校運営の推進 学校や地元自治体、社会教育機関、民間企業等が主体的に連携し、高等学校を支える仕組みの検討 学校と地域をつなぐコーディネーターの活用を検討 	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）導入校の拡充・取組の充実 地域資源や地域人材を活用した機能的な連携体制の構築 学校と地域との連絡調整を行うコーディネート人材等の育成・活用の検討 地域と連携した取組における教員の業務負担の軽減を踏まえた持続可能な推進体制の構築 	<ol style="list-style-type: none"> ①高等学校と地域（実社会）との連携・協働を推進するコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）導入の拡大、取組の充実 ②地元自治体や地域住民、小中学校、企業、高等教育機関等と連携・協働した教育活動（探究的な学びの深化、カリキュラムの多様化）の仕組みづくり、学校運営へのサポート ③様々な特性を有する生徒に対する地域の専門機関等と連携した支援 ④学校と地域をつなぐコーディネート人材の育成・活用の推進を検討 ⑤地域連携に熱心な教員による属人的な取組や一過性の盛り上がりで終わらないよう、持続可能な推進体制の構築（コミュニティ・スクールの運営方法の共有、探究プラットフォームなど）
	協議会地域	<ul style="list-style-type: none"> 地域における学校の在り方や地域との連携方策について、長期的な視点で意見を聴取する場の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 各地域の実態等を踏まえ、計画的な地域協議会の開催 地域協議会の協議内容に基づき、地区ごとに高等学校の在り方を示すランドデザインを作成 	<ol style="list-style-type: none"> ①現在先行開催している3地区に加え、地域の理解を得た上で計画的に県内全地域において地域協議会を開催 ②各地区の地域協議会では、地域の将来的なビジョンや「適正規模・適正配置の考え方」に基づいた県立高等学校の在り方についての議論を踏まえ、県教育委員会が地区ごとに具体的な高等学校の方向性を示すランドデザインを作成 ③ランドデザインに基づき、各学校の在り方や魅力化・特色化の方向性を決定 ④地域協議会やコミュニティ・スクールを通じた地域ニーズの把握と教育活動の充実
③教育基盤	地域の実情を踏まえた高等学校の在り方 適正規模・適正配置の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校における適正な規模等については、教育効果の検証や、社会状況の変化などを踏まえて検討 当面の間、生徒数の減少等を踏まえ、教育効果を高める効率的な資源投入や、公教育に求められる学びの機会を保障する観点から、以下の考え方で進める *学校の規模は、1学年の定員が240人から320人を基本とする *なお、実学系の学校など地域における教育の多様な選択肢を確保するための学校や教育空白域（地理的条件や公共交通機関の状況等により、当該地域の生徒の教育機会が著しく損なわれる地域）を回避するための学校については、地域バランスを踏まえて設置に配慮する 上記の考え方に該当しなくなった場合は、生徒にとって適正な教育環境を確保する観点から改編を検討 少人数学級（35人以下学級）については、35人学級編制している高等学校の状況を踏まえ、さらに研究を進める 	<ul style="list-style-type: none"> 各地域における将来的な生徒数の動向を分析し、実態に沿った規模・配置等を検討 県立高等学校の教育機関として地域に果たす役割、生徒の通学の利便性や地域の実情等を踏まえて、今後の県立高等学校における適切な規模と配置の検討 地域で通学できる高等学校が一つしかない場合や、存続の必要性が高い専門学科等を設置する高等学校については、生徒及び地域の実情等を踏まえ弾力的に検討 該当する県立高等学校が設置されている地区において地域協議会を開催し、長期的な視点から地域の意見を聴取し、今後の在り方を検討 35人学級を編制している高等学校の状況を踏まえ、弾力的な学級編制を研究 	<ol style="list-style-type: none"> ①産業構造の変化や中学校卒業生数の減少が加速する中で、生徒が集団の中で多様な考えに触れ、個々の興味・関心や進路希望に応じた柔軟なカリキュラムの編成や活力ある多様な教育活動を展開できるよう、県立高等学校の規模の適正化と学校・学科の適正な配置を地域バランスも踏まえ検討 ②教育効果の検証や社会状況の変化等を踏まえて、適正規模等に関する考え方の妥当性を引き続き検討 ③学級定員は原則として1学級40人とするが、長期欠席生徒選抜の実施により35人学級編制している学校の状況等を踏まえ、引き続き、弾力的な学級編制に関して研究 ④規模と配置について、当面の具体的な考え方は、「方向性」に記載のとおり。 *学校の規模は、1学年の定員が240人から320人を基本とする *なお、実学系の学校など地域における教育の多様な選択肢を確保するための学校や教育空白域（地理的条件や公共交通機関の状況等により、当該地域の生徒の教育機会が著しく損なわれる地域）を回避するための学校については、地域バランスを踏まえて設置に配慮する ⑤中山間地域や過疎地域においては、教育の空白域を生じさせないように、学びの拠点の確保に配慮 ⑥上記の適正規模・適正配置の考え方に該当しなくなった高等学校については、生徒にとって適正な教育環境、多様な教育の確保、限られた教育資源の効果的な配分の観点から実学系の高等学校も含め、改編（再編整備）を視野に入れた今後の在り方を検討 ⑦これらについて学校への具体的な適用については、地域協議会での議論も踏まえ検討し、長期的な視点から地域の意見を聴取した上で、県教育委員会において決定

区分	項目	①基本方針の方向性	②方向性を踏まえた主な取組	③今後取り組むべき事項等
③教育基盤	地域の実情を踏まえた高等学校の在り方 小規模校の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模校(2学級以下)としての存続の場合、ICT活用や地域連携等により、教育水準を維持 ・生徒募集が1学級規模の分校等について、入学者数が2年連続15人未満の場合は、原則として募集を停止 ・分校等の生徒募集を停止したことにより教育空白域が生じる場合は、支援策を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の機会を確保するため、ICTを活用した遠隔教育の推進 ・地域資源や地域人材を活用した機能的な連携体制の構築(再掲) ・幼・小・中・高による一貫した教育体系の構築 ・生徒募集が1学級規模の分校等について、入学者数が2年連続15人未満の場合は、原則として募集を停止 ・生徒募集を停止したことにより教育空白域が生じる場合には、地元自治体等と連携して通学手段の確保等の支援策を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ①中山間地域や過疎地域においては、教育の空白域を生じさせないように、小規模であっても学びの拠点の確保に配慮 ②小規模校のメリット(少人数によるきめ細かい学習等支援、地域と学校とが密着した教育、)を生かした教育活動の推進 ③「横の連携」と「縦の連携」により、施設の有効活用も含め、多様で効果的な教育活動を展開 <ul style="list-style-type: none"> (1)横の連携：ア 学校間連携(ICTを活用した遠隔教育など) イ 地域連携(住民、企業、団体、自治体など様々な主体との連携) (2)縦の連携：ア 幼-小-中-高連携(連携型中高一貫教育など) イ 大学・企業等との連携(生徒の可能性を広げるキャリア形成) ④県外からの生徒募集については、地域の協力を得た上で、成果や課題を検証 ⑤1学級規模の分校について、2年連続で入学者が15人を下回った場合には、授業、特別活動、部活動などの教育活動が制限されるため、高等学校教育の質の保障等の観点から原則として募集を停止 ⑥過疎・中山間地域で教育空白域が生じる場合は、高等学校へ通学するためのコミュニティーバス等を整備するなど、地元自治体との協議の場を設置して支援策を検討
	教員の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の専門性の向上 ・ICTを活用した学びや探究的学習など、これからの時代に求められる教員の育成に向けた研修の充実 ・専門性を持った外部人材の積極的な活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・「静岡県教員育成指標」を踏まえた教員のキャリアステージに応じた研修の実施 ・教員一人ひとりの倫理観や使命感の高揚を図る取組を継続し、教員の不祥事の根絶 ・ICTの効果的な活用に関する研修の実施と、その研修で得た内容を実践できる環境の整備の一体的な推進 ・探究的な学びの推進に向け、幅広い外部人材との連携・活用及び、教員のスキルアップ研修会等の充実 ・様々な専門性を持ち、社会変化や新しい学びに対応できる優れた教員の確保に向けた取組の推進 ・組織マネジメントが効果的・効率的に推進される組織体制の強化、先進的・専門的な視点のマネジメントへの反映など外部人材の活用 ・教職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向け、業務の見直しや勤務体制等の改善、学校支援人材の活用などの取組の推進 ・教員の健康管理やメンタルヘルス対策の推進による教員の心と体の健康の保持・増進 	<ul style="list-style-type: none"> (教員の資質・能力の向上) ①「静岡県教員育成指標」を踏まえ、生徒の学びを支援する伴走者として生徒の夢の実現へ導く教師の育成 ②時代や環境の変化を踏まえ、教員のキャリアステージに応じた研修(校外・校内)等の実施 ③知識・技能及び指導方法、専門性を身につけるための研修 ④使命感や責任感・教育的愛情を持った豊かな人間性、倫理観や使命感など教員としてのマインドを高揚させる研修、グループワーク等の継続的な実施 など ⑤企業や大学等と連携した授業におけるICTの活用イメージを共有できる研修と、その研修で得た内容やスキルを授業で実践できる一体的な環境の整備 ⑥幅広い外部人材との連携・活用及び探究的な学びに対する教員のスキルアップに向けた研修、地区別研究会 ⑦県として求める人材の確保を見据えた長期的視点での教員採用(教科「情報」教諭の確保等) ⑧高校生等の若年層への教職の魅力発信、他都道府県出身者や民間企業経験者への積極的な情報発信 ⑨組織マネジメントが効果的・効率的に推進される組織体制強化のための管理職研修、卓越した経験やスキルを有する外部人材のマネジメント層への登用の条件整備の推進(働き方改革) ①持続可能な学校の指導・運営体制の構築、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた業務の見直し・効率化や勤務体制等の改善、学校支援人材の活用などの取組の推進 ②教員が生徒と向き合い資質能力向上等に努めるための働き方改革や「チーム学校」の推進(ICTの効果的活用、地域や外部の専門家との連携・支援など) ③教科指導や部活動指導等において、教職員人材バンクの更なる活用による専門人材の確保 ④特別免許状を有する教諭や各種コーディネーターなど専門的な人材の活用拡大 ⑤教員の健康管理やメンタルヘルス対策の推進による教員の心と体の健康の保持・増進
施設・設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ファシリティマネジメントの観点による、総量の適正化や長寿命化改修等の質の改善 ・空調等の環境改善及び可動壁のある教室など柔軟な仕様の設備の投資効果を踏まえた検討 ・地域の利便性や地域ニーズに応える施設の活用方法の検討 ・施設を長期間維持するために必要な知識・技術を学ぶ活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・「静岡県学校施設中長期整備計画」に基づく県立学校施設の適正化や整備の推進 ・家庭や社会環境の変化に対応した学校施設の機能・性能の向上 ・生徒一人ひとりの能力や可能性を最大限に引き出す学びが実現できる教育空間の整備の検討 ・地元自治体等と連携し効果的・効率的な施設整備・活用を具体的なケースごとに検討 ・生徒一人ひとりが施設・設備を長期間維持する上でのルールづくりや必要な知識・技術を学べる活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ①ファシリティマネジメントの観点から、高等学校の施設及び設備の総量の適正化や長寿命化改修等の質の改善 ②「静岡県学校施設中長期整備計画」に基づき、生徒が安心して快適な学校生活を過ごせるための県立学校施設の適正化や整備の着実な推進 ③施設の老朽化対策や環境改善、バリアフリー化や省エネルギー化、空調設備の整備やトイレ洋式化など、機能や性能の向上に向けた改修 ④「適正規模・適正配置の考え方」に基づき、県立学校の総量適正化を推進 ⑤新たなテーマを掲げた新構想高等学校等における、新たな学びが実現できる柔軟な教育空間づくりについての検討 ⑥市町や関係機関との連携を通じて、地域住民の学びや交流の機会を提供する開かれた学校施設としての活用など、地域のニーズに応える新しい高等学校施設の在り方の検討 ⑦校舎の清掃や環境整備など生徒一人ひとりが施設・設備を長期間維持する上でのルールづくりや必要な知識・技術を学べる活動の推進 	

第24回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
報告 事項 1	学校の働き方改革に関する保護者等へのメッセージの発出	P1
配付 報告 1	静岡県教育委員会組織規則の一部改正	P3
配付 報告 2	市町立学校の統廃合に伴う関係教育委員会規則の改正	P4
配付 報告 3	教育職員の免許状に関する規則の一部改正	P5
＜非＞ 報告 事項 2	令和 7 年度教員採用選考試験志願状況	非
＜非＞ 報告 事項 3	令和 6 年度教職員人事異動概況	非
＜非＞ 報告 事項 4	令和 6 年度教育委員会事務局所属長等報告	非

学校の働き方改革に関する保護者等へのメッセージの発出

(教育DX推進課)

1. 概要

学校や市町教育委員会の働き方改革を後押しするため、保護者や地域等に、取組への理解と協力をお願いするメッセージを県教育委員会から発信する。

2. メッセージ

別添のとおり

3. 対応

【県教育委員会】

学校における働き方改革への理解と協力をお願いする「メッセージ」を発信

【県立学校】

各校の状況を踏まえた業務の見直し等にあわせ、保護者や地域への情報発信時に活用

【市町教育委員会】

県教育委員会の「メッセージ」を活用した管内の学校に向けた情報発信

4. 周知等

【事前調整】

- ・静岡県高等学校長協会への事前説明
- ・静岡県小中学校校長会及び市教育長会、町教育長会に事前に情報提供

【周知】

- ・県立学校長及び市町教育委員会に情報提供
- ・記者提供
- ・教育委員会ホームページにメッセージと動画を掲載

静岡県教育委員会から保護者・地域・関係団体の皆様へのごお願い

子供たちのために、一緒に取り組みを ～学校における働き方改革の推進について～



静岡県教育委員会
委員長 池上重弘



メッセージ動画

- 誰一人取り残さない教育を実現し、学校生活の満足度を向上させるためには、教員が子供の細かな変化に気づけるような心身の「ゆとり」や、授業準備や自己研鑽の「時間」を持つことが必要不可欠です
- 学校が抱える課題が複雑化・多様化する中で、教員が「ゆとり」や「時間」を持つためには、教員でしかできない仕事に専念できるようにするとともに、課題解決に保護者や地域の皆様との連携・分担が欠かせません
- 今後、子供たちの多様な学びを支援するため、学校から行事の見直しや学校活動への協力等の相談がありましたら、よりよい環境づくりに向けて共に考え、そしてそれぞれができる範囲で一緒に取り組みをお願いします

保護者・地域・関係団体の皆様へ 以下について、ご理解とご協力をお願いします

授業時間の弾力的運用

- 標準を大幅に上回る授業時数を見直し、登校日や登下校時間などを再検討します

学校行事の見直し

- 各種行事の目的や意義を問い直し、規模の縮小や内容の精選を行います

学校活動への参画依頼

- 児童生徒の安全・安心や学びの環境を改善するために協力をお願いします

各種募集や応募方法の見直し

- 紙チラシの配布縮減やデジタル化、学校を介さない応募方法など、手法の転換を進めます

教職員の勤務時間と時間外の対応

- 夜間は留守番電話や自動応答による対応が進んでいます
- 相談などは教員の勤務時間内に連絡をお願いします
- 事件・事故など夜間の緊急時には、まず警察や救急、消防などへの連絡をお願いします

教員の勤務時間は概ね **8:15～16:45** です

※学校により違いがありますので、各校にご確認ください

静岡県教育委員会

教育DX推進課 (054-221-3391)

高校教育課 (054-221-3110)

義務教育課 (054-221-3140)

特別支援教育課 (054-221-2942)

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県教育委員会組織規則の一部改正

(教育総務課)

1 改正の理由

令和 6 年度教育委員会事務局の組織の見直しに伴い必要な改正を行う。

2 改正の内容

教育部の職の改正（第 6 条関係）

参事職の設置を行う。

現 行	改正後
教育部長 教育監 理事（政策管理担当） 理事（新図書館担当） 参事（学校教育担当）	教育部長 教育監 理事（政策管理担当） 理事（新図書館担当） 参事（学校教育担当） 参事
(政策管理) 教育総務課 教育政策課 教育 D X 推進課 財務課 教育厚生課 教育施設課 社会教育課 (新図書館) 新図書館整備課 (学校教育) 義務教育課 高校教育課 特別支援教育課 健康体育課	(政策管理) 教育総務課 教育政策課 教育 D X 推進課 財務課 教育厚生課 教育施設課 社会教育課 (新図書館) 新図書館整備課 (学校教育) 義務教育課 高校教育課 特別支援教育課 健康体育課

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

市町立学校の統廃合に伴う関係教育委員会規則の改正

(教育総務課・高校教育課)

◎専決処理により静岡県へき地手当支給規則及び静岡県立高等学校学則の一部改正を行った。

○ 趣旨

令和 6 年 4 月 1 日付けで施行される小中学校の統廃合等に伴い、静岡県へき地手当支給規則及び静岡県立高等学校学則について、所要の改正をする。

○ 改正理由及び改正内容

(1) 静岡県へき地手当支給規則 (別表第 1 から別表第 3 まで)

へき地手当の支給対象となるへき地等学校の統合に伴う除外等を行う。

(2) 静岡県立高等学校学則 (第 1 条の 3)

高等学校と連携して一貫性に配慮した教育を施す相手先となる中学校 (連携型中学校) を削除する。

統廃合又は廃止される学校等	統廃合又は廃止の内容	改正内容	
		へき地手当支給規則	高等学校学則
伊久美小学校	島田第一小学校と統合し廃止	へき地学校の指定を除外	
本川根小学校	本川根中学校と統合し光の森学園を新設	光の森学園 (義務教育学校) を新設	
本川根中学校	本川根小学校と統合し光の森学園を新設		川根高校の連携先中学校から本川根中学校を削除
三ツ星小学校	中川根中学校と統合し三ツ星学園を新設	三ツ星学園 (義務教育学校) を新設	
中川根中学校	三ツ星小学校と統合し三ツ星学園を新設		川根高校の連携先中学校から中川根中学校を削除
賀茂給食センター	田子給食センターと統合し廃止	へき地学校の指定を除外	
田子小学校	賀茂小学校と統合し廃止	特別指定学校の指定を除外	

○ 施行日

令和 6 年 4 月 1 日

(件 名)

教育職員の免許状に関する規則の一部改正

(義務教育課)

1 概要

教育職員免許法施行規則（以下、「施行規則」という。）の改正法が令和 6 年 4 月 1 日に施行される。この法改正に伴う規則改正を専決処理により行った。

2 改正の内容

本規則は教員職員の免許状の申請等に関して必要な事項を定めている。本規則が施行規則から引用している条文が改正されるため、施行規則に合わせて本規則を改正する。

施行規則の主な改正内容は以下の 2 点である。

- (1) 特別支援教育を担う教員の専門性向上を目的に、特別支援学校免許状取得に必要な一部科目の内容について、重複障害者及び発達障害者に関する教育等が扱われるべき内容として新たに加わることとなる。（別表第 7 備考 4 該当）
- (2) 一部教科の中・高等学校教諭免許状取得に必要な科目について、科目区分の統合、削除又は名称の整理が行われ、修得すべき単位数が減少することとなる（別表第 8 (2) 備考 2 該当）

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年 月 日

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

静岡県教育委員会規則第 号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和38年静岡県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>別表第7 (略)</p> <p>特別支援学校教諭一種免許状又は同二種免許状を取得する場合の最低修得単位数</p> <p>(表略)</p> <p>備考</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 二種免許状の授与を受ける場合の免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、<u>授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。</u></p> <p>別表第8 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 中学校教諭二種免許状を取得する場合の最低修得単位数</p> <p>(表略)</p> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第2条第1項の表備考第14号の修得方法の例によるものとし、高等学校教諭の普通免許状を有する者が中学校教諭の二種免許状の授与を受ける場合の大学が独自に設定する科目の修得方法は、国語の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては書道（書写</p>	<p>別表第7 (略)</p> <p>特別支援学校教諭一種免許状又は同二種免許状を取得する場合の最低修得単位数</p> <p>(表略)</p> <p>備考</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 二種免許状の授与を受ける場合の免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、<u>病弱者及び複数の種類の障害を併せ有する者</u>に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者（<u>発達障害者を含む。</u>）に対する教育に関する事項のうち、<u>免許状教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。</u></p> <p>別表第8 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 中学校教諭二種免許状を取得する場合の最低修得単位数</p> <p>(表略)</p> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第2条第1項の表備考第14号の修得方法の例によるものとし、高等学校教諭の普通免許状を有する者が中学校教諭の二種免許状の授与を受ける場合の大学が独自に設定する科目の修得方法は、国語の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては書道（書写</p>

<p>を中心とする。)について1単位以上を、地理歴史の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては「法律学、政治学」、「社会学、経済学」及び「哲学、倫理学、宗教学」のうち、この表の大学が独自に設定する科目の単位数に相当する数の科目についてそれぞれ1単位以上を、公民の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては日本史・外国史及び地理学(地誌を含む。)についてそれぞれ1単位以上を、理科の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては<u>物理学実験(コンピュータ活用を含む。)</u>、<u>化学実験(コンピュータ活用を含む。)</u>、<u>生物学実験(コンピュータ活用を含む。)</u>及び<u>地学実験(コンピュータ活用を含む。)</u>のうち、この表の大学が独自に設定する科目の単位数に相当する数の科目についてそれぞれ1単位以上を、美術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては工芸について1単位以上を、技術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては<u>木材加工(製図及び実習を含む。)</u>、<u>金属加工(製図及び実習を含む。)</u>及び<u>栽培(実習を含む。)</u>のうち、この表の大学が独自に設定する科目の単位数に相当する数の科目についてそれぞれ1単位以上を修得するものとする。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>を中心とする。)について1単位以上を、地理歴史の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては「法律学、政治学」、「社会学、経済学」及び「哲学、倫理学、宗教学」のうち、この表の大学が独自に設定する科目の単位数に相当する数の科目についてそれぞれ1単位以上を、公民の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては日本史・外国史及び地理学(地誌を含む。)についてそれぞれ1単位以上を、理科の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては<u>物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験</u>について1単位以上を、美術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては工芸について1単位以上を、技術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては<u>材料加工(実習を含む。)</u>及び<u>生物育成</u>についてそれぞれ1単位以上を修得するものとする。</p> <p>(3) (略)</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。